実地指導を受ける事業者様自身にて、各項目の適否について☑を付け、提出してください。

**船橋市　指定障害福祉サービス事業者等指導調書**

**（就労定着支援）**

|  |  |
| --- | --- |
| 実地指導年月日 | 　　　年　　月　　日 |
| 事業者（法人）名 |  |
| 事業所の名称 |  |
| 事業所指定番号 |  |
| 事業所の所在地 | 〒　　　－　　　　 |
| 管理者 |  |
| サービス管理責任者 |  |
| 資料作成者 | 職・氏名 |  |
| 連絡先 |  |

指導調書における表記等について

Ａ．省略表記

１．「法」とは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）」をいう。

２．「基準条例」とは、「船橋市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年船橋市条例第62号）」をいう。

３．「契約支給量」とは、支給決定障害者等に提供することを契約した指定居宅介護の量をいう。

４．「費用算定基準告示」「告示」とは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成１８年９月２９日厚生労働省告示第５２３号）」をいう。

　　なお、関連告示として、同日付第５３９号告示において、一単位の単価及び級地区分毎に乗ずる割合が示されている。

５．「解釈通知」とは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成１８年１２月６日付け障発１２０６００１号）」をいう。

Ｂ．根拠条文について

　　「根拠条文及び市処理欄」に記載のある§以降の番号は、基準条例等の根拠条項を示したもの。

　　例：第5条第1項第1号(ｱ)　→　§5①⑴(ｱ)

| **実地指導項目** | **適否** | **根拠条文等****及び市処理欄** |
| --- | --- | --- |
| **第１　基本方針** |  |  |
| ⑴　指定障害福祉サービス事業者は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（個別支援計画）を作成し、これに基づき利用者に対して指定就労移行支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しているか。 | □適□否 | §4□A　□B |
| ⑵　指定就労定着支援事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った指定就労定着支援の提供に努めているか。 | □適□否 | §4□A　□B |
| ⑶　指定就労定着支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。 | □適□否 | §4□A　□B |
| ⑷　指定障害福祉サービス事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう就労に向けた支援として施行規則第６条の10の２に規定するものを受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者に対して、施行規則第６条の10の３に規定する期間にわたり、当該通常の事業所での就労の継続を図るために必要な当該通常の事業所の事業主、障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の者との連絡調整その他の支援を適切かつ効果的に行っているか。 | □適□否 | §194-2□A　□B |
| **第２　人員に関する基準****◆従業者の数** |  |  |
| ⑴　就労支援員 |  |  |
| 指定就労定着支援事業者が当該事業を行う指定就労定着支援事業所に置くべき就労定着支援員の数は、指定就労定着支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を40で除した数以上となっているか。 | □適□否 | §194-3①□A　□B |
| ⑵　サービス管理責任者 |  |  |
| 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所ごとに、当該指定就労定着支援の事業の利用者の数（当該指定就労定着支援事業者が、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型（以下「生活介護等」という。）に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定就労定着支援の事業と生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所において一体的に運営している指定就労定着支援の事業と生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業の利用者の数とを合計した数。以下この条において同じ。）に応じて、次の各号に掲げる利用者の数の区分に応じ、当該各号に定める数を、サービス管理責任者として置いているか。また、１人以上は常勤となっているか。①　利用者の数が60以下　　１以上②　利用者の数が61以上　　１に利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 | □適□否 | §194-3②§194-3⑥□A　□B |
| ⑶　利用者数の算定 |  |  |
| 利用者の数は、前年度の平均値となっている か。ただし、新規に指定を受ける場合は、適切な推定数により算定されているか。 | □適□否 | §194-3③□A　□B |
| ⑷　職務の専従 |  |  |
| 指定障害福祉サービス事業所の従業者は､専ら当該指定障害福祉サービス事業所の職務に従事する者又は指定障害福祉サービスの単位ごとに専ら当該指定障害福祉サービスの提供に当たる者となっているか。（ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。） | □適□否 | §194-3④□A　□B |
| ⑸　管理者 |  |  |
| 指定障害福祉サービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。（ただし、指定障害福祉サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定障害福祉サービス事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定障害福祉サービス事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。） | □適□否 | §194-4 (§52) |
| **第３　設備に関する基準** |  |  |
| **◆設備及び備品等** |  |  |
| 指定就労定着支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定就労定着支援の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。 | □適□否 | §194-5□A　□B |
| **第４　運営に関する基準** |  |  |
| **◆実施主体** |  |  |
| 指定就労定着支援事業者は、過去３年間において平均１人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させている生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者であるか。 | □適□否 | §194-7□A　□B |
| **◆内容及び手続きの説明** |  |  |
| ⑴　指定障害福祉サービス事業者は、支給決定障害者が指定障害福祉サービスの利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定障害福祉サービスの提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。 | □適□否 | §194-12(§10①)□A　□B |
| ⑵　就労定着支援事業者は、社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。 | □適□否 | §194-12(§10①)□A　□B |
| **◆契約支給量の報告等** |  |  |
| ⑴　指定障害福祉サービス事業者は、指定障害福祉サービスを提供するときは、当該指定障害福祉サービスの内容、契約支給量、その他の必要な事項（受給者証記載事項）を支給決定障害者の受給者証に記載しているか。 | □適□否 | §194-12(§11①)□A　□B |
| ⑵　契約支給量の総量は、当該支給決定障害者の支給量を超えていないか。 | □適□否 | §194-12(§11②)□A　□B |
| ⑶　指定障害福祉サービス事業者は指定障害福祉サービスの利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。 | □適□否 | §194-12(§11③)□A　□B |
| ⑷　指定障害福祉サービス事業者は、受給者証記載事項に変更があった場合に、⑴から⑶に準じて取り扱っているか。 | □適□否 | §194-12(§11④)□A　□B |
| **◆提供拒否の禁止** |  |  |
| 指定障害福祉サービス事業者は、正当な理由がなく指定障害福祉サービスの提供を拒んでいないか。 | □適□否 | §194-12(§12)□A　□B |
| **◆連絡調整に対する協力** |  |  |
| 指定障害福祉サービス事業者は、指定障害福祉サービスの利用について市町村又は相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。 | □適□否 | §194-12(§13)□A　□B |
| **◆サービス提供困難時の対応** |  |  |
| 指定障害福祉サービス事業者は、指定障害福祉サービス事業所の通常の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定障害福祉サービスを提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定障害福祉サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。 | □適□否 | §194-12(§14)□A　□B |
| **◆受給資格の確認** |  |  |
| 指定障害福祉サービス事業者は、指定障害福祉サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確かめているか。 | □適□否 | §194-12(§15)□A　□B |
| **◆介護給付費等支給の申請に係る援助** |  |  |
| ⑴　指定障害福祉サービス事業者は、障害福祉サービスに係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費等の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 | □適□否 | §194-12(§16①)□A　□B |
| ⑵　指定障害福祉サービス事業者は、障害福祉サービスに係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費等の支給申請について、必要な援助を行っているか。 | □適□否 | §194-12(§16②)□A　□B |
| **◆心身の状況等の把握** |  |  |
| 指定障害福祉サービス事業者は、指定障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。 | □適□否 | §194-12(§17)□A　□B |
| **◆指定障害福祉サービス事業者等との連携** |  |  |
| ⑴　指定障害福祉サービス事業者は、指定障害福祉サービスを提供するに当たっては、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 | □適□否 | §194-12(§18①)□A　□B |
| ⑵　指定障害福祉サービス事業者は、指定障害福祉サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 | □適□否 | §194-12(§18①)□A　□B |
| **◆身分を証する書類の携行** |  |  |
| ⑴　障害福祉サービス事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき指導をしているか。 | □適□否 | §194-12(§19①)□A　□B |
| ⑵　書類等には、当該事業所の名称、当該従業者の氏名の記載があるか。 | □適□否 | §194-12(§19②)□A　□B |
| **◆サービスの提供の記録** |  |  |
| ⑴　指定障害福祉サービス事業者は、指定障害福祉サービスを提供した際は、当該指定障害福祉サービスの提供日、内容その他必要な事項を、指定障害福祉サービスの提供の都度記録しているか。 | □適□否 | §194-12(§20①)□A　□B |
| ⑵　指定障害福祉サービス事業者は、⑴の規定による記録に際しては、支給決定障害者から指定障害福祉サービスを提供したことについて確認を受けているか。 | □適□否 | §194-12(§20②)□A　□B |
| **◆利用者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等** |  |  |
| ⑴　指定障害福祉サービス事業者が指定障害福祉サービスを提供する支給決定障害者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。  | □適□否 | §194-12(§21①)□A　□B |
| ⑵　⑴により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者に対し説明を行い、その同意を得ているか。 （ただし、次項目の⑴から⑶までに掲げる支払については、この限りでない。） | □適□否 | §194-12(§21②)□A　□B |
| **◆利用者負担額等の受領** |  |  |
| ⑴　指定障害福祉サービス事業者は、指定障害福祉サービスを提供した際は、利用者又はその扶養義務者から当該障害福祉サービスに係る利用者負担額の支払いを受けているか。 | □適□否 | §194-12(§22①)□A　□B |
| ⑵　指定障害福祉サービス事業者は、法定代理受領を行わない指定障害福祉サービスを提供した際は、利用者から当該障害福祉サービスに係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。 | □適□否 | §194-12(§22②)□A　□B |
| ⑶　指定障害福祉サービス事業者は、上記⑴及び⑵の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定障害福祉サービスを行う場合は、それに要した交通費の額以外の支払を利用者から受けていないか。 | □適□否 | §194-12(§22③)□A　□B |
| ⑷　指定障害福祉サービス事業者は、上記⑴、⑵及び⑶の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者又はその扶養義務者に対し交付しているか。 | □適□否 | §194-12(§22④)□A　□B |
| ⑸　指定障害福祉サービス事業者は、上記⑶の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。 | □適□否 | §194-12(§22⑤)□A　□B |
| **◆利用者負担額にかかる管理** |  |  |
| ⑴　指定障害福祉サービス事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定障害福祉サービス事業者が提供する指定障害福祉サービスサービス及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、それらのサービスに係る指定障害福祉サービス等費用基準額からそれらのサービスにつき法第29条第3項（法第31条による読替適用を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（利用者負担額合計額）の算定義務を果たしているか。 | □適□否 | §194-12(§23)□A　□B |
| ⑵　市町村への利用者負担額合計額の報告義務を果たしているか。 | □適□否 | §194-12(§23)□A　□B |
| ⑶　⑵に併せて当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等提供事業者への通知義務は履行しているか。 | □適□否 | §194-12(§23)□A　□B |
| **◆介護給付費の額に係る通知等** |  |  |
| ⑴　指定障害福祉サービス事業者は、法定代理受領により市町村から指定障害福祉サービスに係る介護給付費の支給を受けた場合は、利用者に対し、当該利用者にかかる介護給付費の額を通知しているか。 | □適□否 | §194-12(§24①)□A　□B |
| ⑵　指定障害福祉サービス事業者は、13⑵の法定代理受領を行わない指定障害福祉サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定障害福祉サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。 | □適□否 | §194-12(§24②)□A　□B |
| **◆利用者に関する市町村への通知** |  |  |
| 指定障害福祉サービス事業者は、指定障害福祉サービスを受けている利用者が偽りその他不正な行為によって介護給付費等の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 | □適□否 | §194-12(§30)□A　□B |
| **◆取扱方針** |  |  |
| ⑴　指定障害福祉サービス事業者は、個別支援計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定障害福祉サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないように配慮しているか。 | □適□否 | §194-12(§59①)□A　□B |
| ⑵　指定障害福祉サービス事業所の従業者は、指定障害福祉サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。 | □適□否 | §194-12(§59②)□A　□B |
| ⑶　指定障害福祉サービス事業者は、その提供する指定障害福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 | □適□否 | §194-12(§59③)□A　□B |
| **◆個別支援計画の作成等** |  |  |
| ⑴　指定障害福祉サービス事業所の管理者は、サービス管理責任者に指定障害福祉サービスに係る個別支援計画の作成に関する業務を担当させているか。 | □適□否 | §194-12(§60①)□A　□B |
| ⑵　サービス管理責任者は個別支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。 | □適□否 | §194-12(§60②)□A　□B |
| ⑶　アセスメントに当たっては、利用者に面接して行なっているか。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。 | □適□否 | §194-12(§60③)□A　□B |
| ⑷　サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定障害福祉サービスの目標及びその達成時期、指定障害福祉サービスを提供する上での留意事項等を記載した個別支援計画の原案を作成しているか。この場合において、当該指定障害福祉サービス事業所が提供する指定障害福祉サービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて個別支援計画の原案に位置付けるよう努めているか。 | □適□否 | §194-12(§60④)□A　□B |
| ⑸　サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に係る会議（利用者に対する指定障害福祉サービスの提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、個別支援計画の原案の内容について意見を求めているか。 | □適□否 | §194-12(§60⑤)□A　□B |
| ⑹　サービス管理責任者は、個別支援計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。 | □適□否 | §194-12(§60⑥)□A　□B |
| ⑺　サービス管理責任者は、個別支援計画を作成した際には、当該個別支援計画を利用者に交付しているか。 | □適□否 | §194-12(§60⑦)□A　□B |
| ⑻　サービス管理責任者は、個別支援計画の作成後、個別支援計画の実施状況の把握（モニタリング）（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行っているか。 | □適□否 | §194-12(§60⑧)□A　□B |
| ⑼　サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等と連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。①　定期的に利用者に面接すること。②　定期的にモニタリングの結果を記録すること。 | □適□否 | §194-12(§60⑨)□A　□B |
| ⑽　個別支援計画に変更のあった場合、⑵から⑺に準じて取り扱っているか。 | □適□否 | §194-12(§60⑩)□A　□B |
| **◆サービス管理責任者の責務** |  |  |
| サービス管理責任者は、個別支援計画の作成等のほか、次に掲げる業務を行っているか。①　利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定障害福祉サービス事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。②　利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を継続して営むことができるよう必要な援助を行うこと。③　他の従事者に対する技術的指導及び助言を行うこと。 | □適□否 | §194-6□A　□B |
| **◆相談及び援助** |  |  |
| 指定障害福祉サービス事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。 | □適□否 | §194-12 (§62)□A　□B |
| **◆職場への定着のための支援等の実施** |  |  |
| ⑴　指定就労定着支援事業者は、利用者の職場への定着及び就労の継続を図るため、新たに障害者を雇用した通常の事業所の事業主、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整及び連携を行うとともに、利用者やその家族等に対して、当該雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を提供しているか。 | □適□否 | §194-8①□A　□B |
| ⑵　指定就労定着支援事業者は、利用者に対して前項の支援を提供するに当たっては、１月に１回以上、当該利用者との対面又はテレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法により行うとともに、１月に１回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めているか。 | □適□否 | §194-8②□A　□B |
| **◆サービス利用中に離職する者への支援** |  |  |
| 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援の提供期間中に雇用された通常の事業所を離職する利用者であって、当該離職後も他の通常の事業所への就職等を希望するものに対し、指定特定相談支援事業者その他の関係者と連携し、他の指定障害福祉サービス事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行っているか。 | □適□否 | §194-9□A　□B |
| **◆管理者の責務** |  |  |
| ⑴　指定障害福祉サービス事業所の管理者は、当該指定障害福祉サービス事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。 | □適□否 | §194-12(§68①)□A　□B |
| ⑵　指定障害福祉サービス事業所の管理者は、当該指定障害福祉サービス事業所の従業者に基準条例第6章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。 | □適□否 | §194-12(§68②)□A　□B |
| **◆運営規程** |  |  |
| 指定障害福祉サービス事業者は、指定障害福祉サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めてあるか。①　事業の目的及び運営の方針②　従業者の職種、員数及び職務の内容③　営業日及び営業時間④　指定障害福祉サービスの提供方法及び内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額⑤　通常の事業の実施地域⑥　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類⑦　虐待の防止のための措置に関する事項⑧　その他運営に関する重要事項 | □適□否 | §194-10□A　□B |
| **◆勤務体制の確保等** |  |  |
| ⑴　指定障害福祉サービス事業者は、利用者に対し、適切な指定障害福祉サービスを提供できるよう、指定障害福祉サービス事業所ごとに、従業者の勤務体制を定めているか。 | □適□否 | §194-12(§34①)□A　□B |
| ⑵　指定障害福祉サービス事業者は、指定障害福祉サービス事業所ごとに、当該指定障害福祉サービス事業所の従業者による指定障害福祉サービスを提供しているか。 | □適□否 | §194-12(§34②)□A　□B |
| ⑶　指定障害福祉サービス事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。 | □適□否 | §194-12(§34③)□A　□B |
| ⑷　指定障害福祉サービス事業者は、適切な指定障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。 | □適□否 | §194-12(§34④)□A　□B |
| **◆業務継続計画の策定等** |  |  |
| ⑴　指定障害福祉サービス事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定障害福祉サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか（令和６年３月３１日までは講ずるよう努めているか）。 | □適□否 | §194-12(§34の2①)□A　□B |
| ⑵　指定障害福祉サービス事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか（令和６年３月３１日までは実施するよう努めているか）。 | □適□否 | §194-12(§34の2②)□A　□B |
| ⑶　指定障害福祉サービス事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか（令和６年３月３１日までは行うよう努めているか）。 | □適□否 | §194-12(§34の2③)□A　□B |
| **◆衛生管理等** |  |  |
| ⑴　指定障害福祉サービス事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。 | □適□否 | §194-12(§35①)□A　□B |
| ⑵　指定障害福祉サービス事業者は、指定障害福祉サービス事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。 | □適□否 | §194-12(§35②)□A　□B |
| ⑶　指定障害福祉サービス事業者は、当該指定障害福祉サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。① 当該指定障害福祉サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。② 当該指定障害福祉サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。③ 当該指定障害福祉サービス事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。 | □適□否 | §194-12(§35③)□A　□B |
| **◆掲示** |  |  |
| 指定障害福祉サービス事業者は、指定障害福祉サービス事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。（当該指定福祉サービス事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の掲示に代えることができる。） | □適□否 | §194-12(§36①②)□A　□B |
| **◆秘密保持** |  |  |
| ⑴　指定障害福祉サービス事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。 | □適□否 | §194-12(§37①)□A　□B |
| ⑵　指定障害福祉サービス事業者は、従業者又は管理者であった者が正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。 | □適□否 | §194-12(§37②)□A　□B |
| ⑶　指定障害福祉サービス事業者は、他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者又はその家族の同意を得ているか。 | □適□否 | §194-12(§37③)□A　□B |
| **◆情報の提供等** |  |  |
| ⑴　指定障害福祉サービス事業者は、指定障害福祉サービスを利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定障害福祉サービス事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。 | □適□否 | §194-12(§38①)□A　□B |
| ⑵　指定障害福祉サービス事業者は、当該指定障害福祉サービス事業者について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。 | □適□否 | §194-12(§38②)□A　□B |
| **◆利益供与等の禁止** |  |  |
| ⑴　指定障害福祉サービス事業者は、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスを行う者又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定障害福祉サービス事業者を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を供与することは禁止されているが、遵守されているか。 | □適□否 | §194-12(§39①)□A　□B |
| ⑵　指定障害福祉サービス事業者は、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受することは禁止されているが、遵守されているか。 | □適□否 | §194-12(§39②)□A　□B |
| **◆苦情解決** |  |  |
| ⑴　指定障害福祉サービス事業者は、その提供した指定障害福祉サービスに関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。具体的には、相談窓口、苦情解決の体制及び手順等当該事務所における苦情を解決するために講ずる措置の概要について、利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載し、事業所に提示することを行っているか。 | □適□否 | §194-12(§40①)□A　□B |
| ⑵　指定障害福祉サービス事業者は、⑴の苦情を受け付けた場合、その苦情の内容等を記録しているか。 | □適□否 | §194-12(§40②)□A　□B |
| ⑶　指定障害福祉サービス事業者は、その提供した指定障害福祉サービスに関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害福祉サービス事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | □適□否 | §194-12(§40③)□A　□B |
| ⑷　指定障害福祉サービス事業者は、その提供した指定障害福祉サービスに関し、法第11条第2項の規定により市長が行う報告若しくは指定障害福祉サービスの提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市長が行う調査に協力するとともに、市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | □適□否 | §194-12(§40④)□A　□B |
| ⑸　指定障害福祉サービス事業所は、その提供した指定障害福祉サービスに関し、法第48条第1項の規定により市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害福祉サービス事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | □適□否 | §194-12(§40⑤)□A　□B |
| ⑹　指定障害福祉サービス事業者は、市町村から求められた場合、⑶に係る改善の内容をそれら自治体の長に報告する義務があるが、遵守されているか。 | □適□否 | §194-12(§40⑥)□A　□B |
| ⑺　指定障害福祉サービス事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条（運営適正化委員会の行う苦情の解決のための相談等）の規定により行う調査又はあっせんにできる限りの協力をしているか。 | □適□否 | §194-12(§40⑦)□A　□B |
| **◆事故発生時の対応** |  |  |
| ⑴　指定障害福祉サービス事業者は、利用者に対する指定障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。また、船橋市に対して速やかに連絡・報告等しているか。 | □適□否 | §194-12(§41①)□A　□B |
| ⑵　指定障害福祉サービス事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。 | □適□否 | §194-12(§41②)□A　□B |
| ⑶　指定障害福祉サービス事業者は、利用者に対する指定障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。 | □適□否 | §194-12(§41③)□A　□B |
| ⑷　指定障害福祉サービス事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じているか。 | □適□否 | §194-12(§41④)□A　□B |
| **◆虐待の防止** |  |  |
| 指定障害福祉サービス事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか（令和４年３月３１日までは講ずるよう努めているか）。①　当該障害福祉サービス事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。②　当該障害福祉サービス事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。③　前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 | □適□否 | §194-12(§41の2)□A　□B |
| **◆会計区分** |  |  |
| 指定障害福祉サービス事業は、指定障害福祉サービス事業所ごとに経理を区分するとともに、指定障害福祉サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。 | □適□否 | §194-12(§42)□A　□B |
| **◆記録の整備** |  |  |
| ⑴　指定障害福祉サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備してあるか。 | □適□否 | §194-11①□A　□B |
| ⑵　指定障害福祉サービス事業者は、利用者に対する指定障害福祉サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定障害福祉サービスを提供した日から５年間保存しているか。①　サービスの提供の記録②　個別支援計画 　③　支給決定障害者に関する市町村への通知に係る記録④　苦情の内容等の記録⑤　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録＜電磁的記録について＞指定障害福祉サービス事業所及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、基準条例の規定において書面で行うこととして規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。また、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）にうち、基準条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、障害者等の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的記録によるものができる。 | □適□否 | §194-11②□A　□B |
| **◆変更の届出等** |  |  |
| 指定障害福祉サービス事業者は、当該指定にかかる事業所の名称及び所在地その他の厚生労働省令（平成18年厚生労働省令第19号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」第34条の23）で定める事項に変更があったとき、又は当該指定障害福祉サービスの事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令（同上）の定めるところにより、10日以内に、その旨を市長に届け出ているか。 | □適□否□該当無 | ＊法□A　□B |